



聖ヨハネ会だより

第27号 平成22年12月

施設・病院職員との交流会

福音史家聖ヨハネ布教修道会総長 柏本 洋子



今年も秋の聖ヨハネ祭がお天気にも恵まれ、多くの方々のご協力のお陰で盛況でしたことを感謝しております。小金井教会の「愛のバザー」は2002年より、教会と聖ヨハネ会の諸事業所と修道会が合同で行う「聖ヨハネ祭」となりました。いずれも桜町病院創立者戸塚文卿神父様が尊敬しておられた使徒聖ヨハネの名前を頂いていますが、ヨハネという言葉は「神は慈しみ深い」という意味だそうです。聖ヨハネ祭では子供たちからお年寄りまで多くの人々に神が慈しみ深いことを現そうとしていますし、聖ヨハネ会の事業と修道会も、弱い立場の人々への奉仕を通して、神が慈しみ深いことを現そうと努めております。「愛と慈しみ」それこそ使徒聖ヨハネが主イエスを通して体験したことであり、ヨハネの名前の意味でもあり、わたしたちの共通の理念でもあります。具体的には聖書（ルカ 10：25～37）に出てくるたとえ話、強盗に遭って半殺しにされた人に心を動かされて近づいて行き、精一杯尽くして助けた「善いサマリア人」のたとえで、この善いサマリア人はイエスご自身のことでもあり、わたしたちにもそうしなさいと言われたのです。

昨年、桜町病院が創立70周年を迎えた時に、修道会も病院と苦楽をともに歩んでまいりましたので、「聖ヨハネ会の歴史と創立者の霊的遺産」と題して、DVDを作りました。これを小金井教会の皆様には交流会を開いてご覧頂きましたが、社会福祉法人聖ヨハネ会諸事業体職員の方々にも分かち合い、創立の原点を共有したいと願ってございましたところ、各施設の関係者のご協力によって、良い機会が与えられました。今年8月17日桜町病院創立者戸塚師のご命日には、桜町聖ヨハネホームと高齢者住宅サービスセンターの職員の皆様を教会地下ホールにお招きし、交流会で前述のDVDも鑑賞していただいたところ、良い反応があり盛会でした。また、10月19日には桜町病院の創立記念行事に合わせて、病院職員の方々との交流会を持つことができ、DVDも好評でした。現在は行政も社会環境も施設経営の方法も昔とは違い、厳しい経営努力が求められます。しかし人間の尊厳、いのちの尊さそして神の愛と慈しみは変わりません。わたしたちは創立の精神を共有し、知恵と力を出し合って、弱い立場の人々に奉仕しながら、ともに歩んでまいりたいと願っております。これからも皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

障害者地域生活支援センターの設立にあたって

障害者地域生活支援センター長 濱本 隆三



障害者地域生活支援センター（以下「支援センター」と略記）が本年11月1日に発足いたしました。その支援センターの役割は何かといいますと、聖ヨハネ会では現在、法人の所在する小金井市周辺で、障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業として「共同生活介護（ケアホーム）」、「就労移行支援」、「共同生活援助（グループホーム）」の事業いわゆる地域生活支援事業所を設置経営しております。

今後、これらの事業の拡充も視野にいと、これらの小規模な幾多の事業所を束ね経営管理の中核となる役割を果たし、効率的かつ適正な運営管理をしていく機関・組織がどうしても必要となり、この度の支援センター設立の運びとなりました。

思えば国際連合により、国際障害者年を昭和56年とすることが決議され、その目的は障害をもつ人の社会への「完全参加と平等」という目標の実現を促進することでした。

「完全参加と平等」ということを、具体的なことばで言えば「障害は個人の身体的または精神的属性のひとつに過ぎない。障害がいかに重くとも、人間としての尊厳がいささかも損なわれるものではなく、生まれながらにその人格と生命は最大限に尊重されなければならない。また、障害をもつ人が、その家族およびそれをめぐる地域社会の中に包まれ、障害をもたない人とともに生活していくことが当然の姿である。したがって“障害をもつ人とともに生きる”ということが障害者福祉のあり方である。」「ともに生きる社会とは何人も差別・抑圧・疎外を、することもされることもなく、人間として尊重され、生きること喜びを感じる自己実現の場を保障される社会のことである」ということであり、障害者問題を考える時の銘にしています。この度は支援センターの責任者となりましたが、この理念を念頭に職務に対処したいと思っております。

わが国の知的障害者福祉施策も、こういった理念に沿って、その後、整備され、法に基づく措置としての施設入所一辺倒が、「施設」から「住宅」へと流れが変わり、福祉サービスも措置から契約へと、移り変わりました。

障害者自立支援法では、必要とするサービスを区市町村が一元的に提供するものとされ、これに伴い、支援体制と「地域居住の場・日中活動の場」の地域生活基盤の整備が急務となり、また、障害者が働けるための支援策が求められるようになりました。このような状況下で、社会福祉法人はサービスの担い手として役割を果たしていくべきであり、当法人も「地域居住の場・日中活動の場」の提供といった地域生活支援事業を実施しているわけですが、これら事業に対するニーズは高く、それに応えるべく更なる拡充を図っていかなければならない状況です。取りあえずは、就労支援事業です。就労の場の確保は一般の社会経済活動に参加する必要要件であり、社会経済活動への参加は障害をもつ人たちにとって生きがいある人生をおくるための大事な要素です。当法人の行っている就労移行支援事業（ワークセンター）では、支援期間を過ぎても一般就労に結びつかない人たちが出てきます。このような行き場のなくなる人の受け皿として、新たに「就労継続支援」事業を始めたいと思っております。また、日中活動の場としての「生活介護」事業の拡充も検討するなど、地域のニーズに応えていきたいと考えております。

これから、地域生活支援事業を円滑に進めるためには、事業の特性から地域の皆様方を始め、多くの関係者の方々の暖かいご支援ご協力が何よりも必要です。

どうか皆様方の暖かいご支援ご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

今年の4月から、2人の整形外科の先生が新しく勤務されました。それに伴い、手術目的の患者様の入院が今まで以上に増えました。



頸髄症・腰部脊柱管狭窄症・大腿骨骨折・その他の骨折と週2回の手術日はフル回転です。対象患者様の層も広がり、術後順調に退院される方もいますが、高齢の患者様は、術後のリハビリの経過が長い、退院後の行き先がはっきりしないという問題をかかえることがあります。

毎週行われる整形外科カンファレンスには医師・看護師・MSW・RT・OT・薬剤師・栄養士がそれぞれの立場から、患者様の情報を提供しあい、今後の方針を決めていきます。

特に高齢の患者様に対しては、退院日を決定するために、ADLの目標の設定、家族の受け入れ状況、住居環境などについて話し合っています。

入院時、骨折のためベット上で生活していた患者様、脊椎の障害のため痛みをこらえ歩いていた患者様が



術後、車椅子や歩行器を使用する段階で、安全に注意しながら声をかけ、車椅子の移乗がスムーズに出来るようになったり、1人で歩くことが出来るようになった時は、とても感激です。

入退院が多く、1人1人の患者様と接する時間は限られますが、元気に退院される喜びを感じながら、これからも整形外科チーム・コミニカルスタッフとともに患者様にかかわっていきたいと思います。

『2010桜町聖ヨハネ祭を終えて』

実行委員長 藤井 律治

二年ぶりに実施された桜町聖ヨハネ祭を振り返りまして、まず無事開催できましたことをイエス様そして皆様に感謝と心よりお礼を申し上げます。前年2009年はご存じの通り新型インフルエンザの猛威で直前の9月に止む無く全面中止を決定いたしました。そして万全を期した2010年桜町聖ヨハネ祭でありましたが、この数年実質的に桜町聖ヨハネ祭を指導され現在の形にまでされた山本量太郎神父様が6月に急遽、関口教会の主任司祭として異動。この事態に不安もありましたが、ここ数年をかけて積み上げてきたヨハネ祭実行委員会は、しっかりとしたしくみが出来ており私はただその手順に従い進め、実際には各実行委員を中心に教会・修道会・ヨハネ会事業所の各組織の皆様を支えていただき開催され大きな支障はありませんでした。

この度も、多くの地域の方々のご来場がありましたが、それを支えたのが教会・修道会・ヨハネ会事業所の関係者で実に多くの方々ボランティアで関わって下さいました。ヨハネ会事業所では、多くの医師・看護師・栄養士・相談員が休日にもかかわらず無報酬で相談を引き受け熱心に関わって下さる姿がありました。その他の職員も警備や売り場係りなど担当して下さいました。ホーム・センター・学園の職員も若い職員からベテラン職員までが前夜遅くまで当日も未明から準備して下さいました。この姿勢こそが尊いものだと思います。そもそもバザーとは『愛の精神』に基づくもので、このヨハネ共同体では故ムニ神父



様が『愛のバザー』を育ててきて下さった土壌があります。組織化され充実してきた桜町聖ヨハネ祭ですがこの『愛の精神』は、基本で守り続けていきたい根本的なものです。当日は天候が奇跡的に回復し和やかな桜町聖ヨハネ祭となりました。主任司祭が異動の時、イエス様が本当の主任司祭でいつも変わらないとの挨拶がありましたが、桜町聖ヨハネ祭もイエス様が中心で行われているのだとつくづく感じました。お陰様を持ちまして地域の障がい者雇用の為にヨハネワークセンターに無事新車1台を寄贈できました。(写真：新任ディン神父様に祝福をいただいた新車) あらためて多くの協賛団体・地域・支援者の皆様にご協力ご支援いただいたことを厚く御礼申し上げます。(本町高齢者センター長)

聖ヨハネ会の事業について

事務局長 竹川 和宏

社会福祉法人聖ヨハネ会は、1939年（昭和14年）の開設以来、今年で71年を数えることとなりました。その間、多くの皆様のご協力に支えられながら、聖ヨハネ会の精神である「病める人、苦しむ人、弱い立場の人に奉仕する」を実践し、事業運営することができました。この場をお借りし、感謝申し上げます。現在当法人が進めております事業について以下にご案内させていただきます。今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

＜第一種社会福祉事業＞

(事業開始年月日)	(事業内容)	(施設名／事業所名)
昭和31年 7月 1日	障害者支援施設	富士聖ヨハネ学園
昭和61年 4月 1日	特別養護老人ホーム	桜町聖ヨハネホーム

＜第二種社会福祉事業＞

(事業開始年月日)	(事業内容)	(施設名／事業所名)
昭和14年 5月 24日	一般診療、療養、ホスピス	桜町病院
平成15年 4月 1日	児童短期入所事業	桜町児童ショートステイ
平成2年 10月 1日	デイケアセンター	桜町高齢者在宅サービスセンター
平成10年 10月 1日	デイケアセンター	本町高齢者在宅サービスセンター
平成16年 4月 1日	共同生活介護／共同生活援助	小金井聖ヨハネ第1／第2ケアビレッジ
平成18年 4月 1日	共同生活介護	清瀬聖ヨハネ第1／第2ケアビレッジ
平成19年 5月 1日	共同生活介護	河口湖聖ヨハネケアビレッジ
平成20年 1月 1日	共同生活介護／共同生活援助	明見聖ヨハネケアビレッジ
平成20年 6月 1日	共同生活介護	下吉田聖ヨハネケアビレッジ
平成21年 1月 1日	共同生活介護／共同生活援助	桜町聖ヨハネケアビレッジ
平成21年 4月 1日	共同生活介護／共同生活援助	忍野聖ヨハネケアビレッジ
平成21年 1月 1日	就労移行支援(一般型)	小金井聖ヨハネワークセンター
平成21年 8月 1日	生活介護／就労継続支援B型	下吉田ヨハネワークセンター
平成21年 4月 1日	相談支援事業	富士聖ヨハネ学園 相談支援事業所
平成22年 11月 1日	居宅支援・就労支援事業統括	障害者地域生活支援センター

＜公益事業＞

(事業開始年月日)	(事業内容)	(施設名／事業所名)
平成7年 10月 1日	訪問看護	小金井訪問看護ステーション
平成9年 4月 1日	ホスピス・緩和ケアの普及、 知識・技術の習得支援等	聖ヨハネホスピスケア研究所
平成18年 4月 1日	介護予防支援センター	小金井きた地域包括支援センター

* 第一種社会福祉事業は国、地方公共団体または社会福祉法人に限り経営できる事業であり、第二種社会福祉事業はその制限がない事業であります。

社会福祉法人 聖ヨハネ会にご援助を!!

会の福祉事業発展のために

私どもの福祉事業は大別すると下記の種類があります

- 桜町病院（一般病棟・療養病棟・ホスピス病棟）
- 富士聖ヨハネ学園（障害者支援施設・障害福祉サービス事業）
- 桜町聖ヨハネホーム（特別養護老人ホーム・老人短期入所事業）
- 桜町・本町高齢者在宅サービスセンター（老人デイサービスセンター・老人居宅介護等事業）
- 障害者地域生活支援センター（居宅支援・就労支援事業）

★銀行振込★

口座名 社会福祉法人 聖ヨハネ会（普通預金）三菱東京UFJ銀行小金井支店 No. 4127570

★郵便局振込★ 00190-7-711126 社会福祉法人 聖ヨハネ会